

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

不動産登記の必要書類

Q：土地を買ったのですが、登記の方法がよくわかりません。どのようにすればよいのでしょうか。

A：不動産登記は、必要書類を添えて法務局に申請します。

【解説】

登記をするには、法務局に登記申請しなければなりません。

登記に必要な書類として、売主が用意しなければならないものには、次のものがあります。

(1)登記済証（いわゆる権利証）

権利証とは、登記所から交付される登記済の証明書のことです。権利を取得し、登記が完了したときに、登記官が登記済の旨を記載して、還付されます。

この権利証は、次の権利移転の登記申請に必要な書面ですから、その保存には十分注意しましょう。

(2)印鑑証明書

印鑑証明書は、登記申請の意思が真正であることを証するために、添付を要求されるものです。

(3)評価証明書

評価証明書は、市町村役場の固定資産税課で発行される評価額の証明書で、登記申請のときに課税される登録免許税の算定基礎として必要なものです。

一方、買主が用意するものは、住民票のみになります。

